

サン・ラポール南房総

入居契約兼特定施設等利用契約  
重要事項説明書

兼「東京都消費生活条例による表示」

平成24年4月1日

株式会社サン・ラポール南房総入居契約兼特定施設等利用契約  
重要事項説明書

兼「東京都消費生活条例による表示」

		記入年月日	平成24年4月1日
記入者名	監物 達朗	所属・職名	業務推進室

**1. 事業主体概要**

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	<input checked="" type="radio"/> あり
	名称	(ふりがな) かぶ) さん・らぽーるみなみぼうそう 株式会社 サン・ラポール南房総	
事業主体の主たる 事務所の所在地	〒164-0001	東京都中野区中野4丁目2-12	
	事業主体の連絡先	電話番号	03-3319-3611
		FAX番号	03-3319-3615
		ホームページ アドレス	http://www.sun-rapport.co.jp
事業主体の代表者の 氏名及び職名	氏名	市原 俊男	
	職名	代表取締役	
事業主体の設立年月日	平成4年7月7日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	サン・ラポール南房総	千葉県君津市豊英355-1
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<b>&lt;地域密着型サービス&gt;</b>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	サン・ラポール南房総居宅介護支援事業所	千葉県君津市豊英355-1
<b>&lt;居宅介護予防サービス&gt;</b>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	サン・ラポール南房総	千葉県君津市豊英355-1
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<b>&lt;地域密着型介護予防サービス&gt;</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<b>&lt;介護保険施設&gt;</b>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

## 2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先			
施設の名称	(ふりがな) かぶ) さん・らぽーるみなみぼうそう 株式会社サン・ラポール南房総		
施設の所在地	〒292-1179		
	[壹番館]	千葉県君津市豊英355-1	
	[貳番館]	千葉県君津市豊英355-10	
施設の連絡先	電話番号	[壹番館] 0439-38-2231 [貳番館] 0439-38-2100	
	FAX番号	[壹番館] 0439-38-2727 [貳番館] 0439-38-2731	
	ホームページ アドレス	http://www.sun-rapport.co.jp	
	施設の開設年月日	[壹番館]	昭和63年9月30日
		[貳番館]	平成4年5月1日
施設の管理者の氏名 及び職名	氏名	田中 良幸	
	職名	館長	
特定施設の管理者の 氏名及び職名	氏名	田中 良幸	
	職名	館長	
施設までの主な利用交通手段			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR内房線「君津」駅より28km、「木更津」駅より32km</li> <li>・ JR内房線「君津」駅より施設バス1日2往復運行</li> <li>・ JR内房線「木更津」駅より路線バス、「サン・ラポール」停留所前より10m</li> </ul>			
施設の類型 及び 表示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●類型：介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）</li> <li>●居住の権利形態：利用権方式</li> <li>●利用料の支払方式：一時金方式</li> <li>●入居時の要件：入居時自立</li> <li>●介護保険：千葉県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）・ 介護予防特定施設</li> <li>●介護居室区分：相部屋あり（一人部屋～二人部屋）</li> <li>●一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制： 2：1以上</li> </ul>		
介護保険事業所番号	①指定特定施設：千葉県指定1273000016号 ②指定介護予防特定施設：千葉県指定1273000016号		
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）			
事業の開始 (予定)年月日	[壹番館]	平成11年10月1日 (介護予防特定施設；平成18年4月1日)	
	[貳番館]	平成11年10月1日 (介護予防特定施設；平成18年4月1日)	
指定の年月日	平成11年10月1日		
指定の更新年月日	平成20年4月1日		

3. 従業者に関する事項

(平成24年3月1日現在)

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1人				1人	1.0人
生活相談員	1人				1人	1.0人
看護職員	4人		6人		10人	6.0人
介護職員	26人		12人		38人	34.1人
機能訓練指導員	1人				1人	1.0人
計画作成担当者	2人				2人	2.0人
栄養士	5人				5人	5.0人
調理員	8人		8人		16人	13.6人
事務員	7人		1人		8人	7.5人
その他従業員	5人		11人		16人	13.2人
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間
※常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	16人			2人		
介護職員基礎研修						
訪問介護員 1級						
2級	13人			8人		
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	1人					
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
夜勤を行う看護職員及び介護職員の数	最少時の人数 (宿直の従事者を除いた人数)				5人	
	平均時の人数				7人	

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる  
従業者の人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
特定施設管理者	1人				1人	1.0人
生活相談員	1人				1人	1.0人
看護職員	2人	2人	2人	4人	10人	4.8人
介護職員	18人	8人	7人	6人	38人	32.3人
機能訓練指導員	1人				1人	1.0人
計画作成担当者	2人				2人	2.0人
その他従業者		25人	6人	14人	45人	35.8人

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40時間

※常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	16人		2人	
介護職員基礎研修				
訪問介護員 1級				
2級	9人	4人	6人	2人
3級				
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	1人			
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師				
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				

管理者の他の職務との兼務の有無 なし

管理者が有している 当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称 訪問介護員 2級
-------------------------	----	----	--------------------

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の  
常勤換算方法による人数の割合 1.9人

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		3人	1人	2人		
前年度1年間の退職者数	1人	1人	2人	3人		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数			3人			
1年以上3年未満の者の人数			1人	2人		
3年以上5年未満の者の人数			8人	1人		
5年以上10年未満の者の人数		1人	8人	5人	1人	
10年以上の者の人数	4人	5人	6人	5人		
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			1人			
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数				1人		
5年以上10年未満の者の人数				1人		
10年以上の者の人数	1人					
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

#### 4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
雄大な自然が豊かな南房総の景勝地に立地し、安全性を重視した快適な生活環境の中で、入居者の方々に対し入院が必要な場合は除き、終身にわたって身の回りのお世話をいたします。		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
看取り介護加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
介護職員処遇改善加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	
協力医療機関の名称	鈴木病院	
(協力の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療科目：内科・外科・胃腸科・放射線科・理学診療科・麻酔科(ペインクリニック)</li> <li>病床数：150床（リハビリ7床 個室12床）</li> <li>協力内容：医療情報の交換、継続的な医療業務の提供、入院・検査の受け入れ、緊急時の受け入れ</li> </ul>	
協力医療機関の名称	亀田総合病院	
(協力の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療科目：内科（神経・呼吸器・消化器・循環器・内分泌）・外科(整形・形成・脳神経・呼吸器・心臓血管)・東洋医学科・皮膚科・泌尿器科・理学療法科・放射線科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科 他計31科</li> <li>病床数：802床（うち開放病床30床）</li> <li>協力内容：医療情報の交換、サン・ラポール南房総診療所と医療情報共有ネットワーク（電子カルテ）を提携、継続的な医療業務の提供、緊急時の受け入れ、入院・検査の受け入れ</li> </ul>	
協力歯科医療機関	亀田歯科クリニック	
(協力の内容)	月1回、水曜日に入居者の訪問診療を行う	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
要介護時に介護を行う場所		
<p>一般居室、一時介護室、もしくは介護居室</p> <p>一時的に24時間介護が必要になった場合は、医師の意見を踏まえ、館長及び介護スタッフが適当と判断し、入居者本人もしくは身元引受人が希望し、同意した場合、一時介護室で介護します。一時介護室で介護を行う場合の費用は上乗せ介護金及び月額利用料に含まれており、一時介護室の水光熱費等として別途月額10,500円（税込）及び、生活に必要な消耗品の実費負担があります。</p> <p>心身の機能低下（認知症を含む）により、長期にわたり24時間の介護が必要となり、かつ入院の必要がない場合は、医師の意見を踏まえ、館長及び介護スタッフが適当と判断し、入居者本人もしくは身元引受人が希望し、同意した場合、介護居室にて介護します。介護居室で介護を行う場合の費用は介護給付金及び上乗せ介護金に含まれており、追加の費用はありませんが、介護居室の水光熱費等として別途月額10,500円（税込）及び、生活介護に必要な消耗品の実費負担があります。</p>		

入居後に居室を住み替える場合		
一時介護室へ移る場合		
判断基準・手続きについて		
(その内容) 一時介護室への住替えはありません。		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い	なし	あり
(その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		
介護居室へ移る場合		
判断基準・手続きについて		
(その内容) 介護居室への住替えはありません。		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い	なし	あり
(その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		

その他		なし	あり
判断基準・手続きについて	(その内容)		
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い		なし	あり
	(その内容)		
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
	便所の変更の有無	なし	あり
	浴室の変更の有無	なし	あり
	洗面所の変更の有無	なし	あり
	台所の有無	なし	あり
	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容)		
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●満60歳以上の方。（夫婦の場合はどちらかが満60歳以上の方）</li> <li>●本人の意思で入居を決められた方。</li> <li>●身の回りのことが自分でできる程度に健康で、かつ健康保険・介護保険に加入している方。</li> <li>●身元引受人を一人定めていただきます。</li> <li>●身元引受人は利用料等の支払いについて、入居者と連帯して責任を負うとともに、入居契約が解除された時に入居者を引き取る責任を負うこととなります。また、入居者の心身、健康状態に変化が生じ、必要な対応が求められる場合、その対応について施設から相談を受ける役割も担うこととなります。</li> </ul>		
契約の解除の内容	<p>以下の場合には、相当の催告期間において、契約を解除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</li> <li>2. 管理費その他の費用の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき</li> <li>3. 入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常に対応方法ではこれを防止することができないとき</li> <li>4. 長期不在により、この契約を継続する意思がないと施設が判断したとき</li> <li>5. その他、入居契約に定めた条項に義務違反したとき</li> <li>6. 施設が定める諸規則にしばしば違反があったとき</li> </ol> <p>又、入居者が契約を解約しようとするときは、30日以上予告期間が必要です。</p>		
体験入居の内容	<p>3泊4日以内の日程で、体験入居が可能です。</p> <p>ただし、介護保険は利用できません。（1泊3食付 7,023円・税込）</p>		
入居定員	<p>(壱番館) 180名 (弐番館) 120名 合計300名</p>		

その他	<b>【短期解約特例】</b> 入居日から90日以内に解約される場合（ご逝去による契約終了も含む）は、入居契約書第44条に基づき、入居一時金及び上乗せ介護金、月払いの利用料から施設利用費及び管理費、食費等入居者が負担すべき費用を清算の上、入居申込金を除く残額を入居者に返還いたします。ただし、第45条に基づき、入居一時金償却期間の起算日前の解約については、入居申込金を除く残高を返還いたします。					
入居者の状況						平成24年3月1日 現在
入居者の人数						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満				1人		1人
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満	10人	7人	2人	4人	2人	25人
85歳以上	8人	11人	10人	6人	5人	40人
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満	5人					5人
65歳以上75歳未満	36人		1人			37人
75歳以上85歳未満	110人	4人	4人			118人
85歳以上	50人	8人	4人			62人
入居者の平均年齢	81.5 歳					
入居者の男女別人数	男性	84 名	女性	204 名		
入居率 (一時的に不在となっている者を含む。)	< 老番館 > 入居定員180名に対して 97.2% 販売居室数145室に対して 98.6%		< 式番館 > 入居定員120名に対して 94.2% 販売居室数97室に対して 100.0%			
前年度の有料老人ホーム又は経費老人ホームを退去した者の人数						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者	1人	7人	2人	4人		14人
その他						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等	2人					2人
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者	4人					4人
その他						
入居者の入居期間						
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数	4人	16人	84人	79人	43人	62人

施設、設備等の状況							
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	(あり)		
	建築基準法第2条第9号の2に規定する準耐火建築物			(なし)	あり		
居室の状況	区 分			室数	人数	1の居室の床面積	
	(壹番館)	一般居室個室	(あり)	なし	145 室		29.5~59.0㎡
		一般居室相部屋	あり	(なし)			
		介護居室個室	あり	なし	7 室		13.5~16.95㎡
		介護居室相部屋	あり	なし	5 室	10人	17.5~22.4㎡
		一時介護室	あり	なし	1 室	2 人	23.7 ㎡
	(貳番館)	一般居室個室	(あり)	なし	97 室		35.3~70.6㎡
		一般居室相部屋	あり	(なし)			
		介護居室個室	あり	なし	1 室		7.4 ㎡
		介護居室相部屋	あり	なし	2 室	4 人	14.3~21.0㎡
一時介護室		あり	なし	1 室	1 人	7.4 ㎡	
共用便所の設置数	壹番館	7	うち男女別の対応が可能な数			4	
			うち車椅子等の対応が可能な数			6	
	貳番館	5	うち男女別の対応が可能な数			4	
			うち車椅子等の対応が可能な数			3	
個室の便所の設置数	壹番館	147	個室における便所の設置割合			100%	
			うち車椅子等の対応が可能な数			147	
	貳番館	97	個室における便所の設置割合			100%	
			うち車椅子等の対応が可能な数			97	
浴室の設備状況	浴室の数 (壹番館)	個 浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴		
		145 (一般居室)	2 (男女別)	1 (介護浴室)	0		
	浴室の数 (貳番館)	個 浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴		
		97 (一般居室)	2 (男女別)	1 (介護浴室)	0		
その他、浴室の設備に関する事項			・鉱泉浴槽が大浴場に設置 (男女別)				
食堂の設備状況	壹番館・貳番館共に、1階にレストランあり。						
入居者等が調理を行う設備状況				なし	(あり)		
その他、共用施設の設備状況							
なし	(あり)	(その内容) (壹番館) 広間、図書室、介護浴室、鉱泉・大浴場 (泉質：含硫酸ナトリウム・塩化物冷鉱泉：男女別)、共用トイレ、エレベーター (2基)、多目的ホール、 ※理美容室、※ランドリー、※トランクルーム、※ゲストルーム (※利用の際は有料) (貳番館) エレベーター (2基)、介護浴室、和室娯楽室、サロン (兼図書室) 多目的ホール、鉱泉・大浴場 (泉質：含硫酸ナトリウム、塩化物冷鉱泉男女別)、共用トイレ ※洗濯室、※理美容室、※トランクルーム、※ゲストルーム (※利用の際は有料)					
バリアフリーの対応状況							
(その内容) 居室の床の段差を少なくし、トイレと浴室には手すりを設置。 浴室の床は滑りにくい材質のものを用いています。							
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり			
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり			
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり			

施設の敷地に関する事項						
敷地の面積		10,993.46 m <sup>2</sup>				
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり		
抵当権の設定		なし	あり			
賃借 (借地)						
なし	あり	契約期間	始	終		
契約の自動更新					なし	あり
施設の建物に関する事項						
建物の延床面積		[壹番館]	8,569.88 m <sup>2</sup>	(鉄筋コンクリート造)		
		[貳番館]	8,234.10 m <sup>2</sup>	(鉄筋コンクリート造)		
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり		
抵当権の設定		なし	あり			
賃借 (借家)						
なし	あり	契約期間	始	平成4年8月1日	終	
契約の自動更新					なし	あり
利用者からの苦情に対応する窓口等の状況						
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口						
窓口の名称	サン・ラポール南房総施設窓口 (担当:館長)					
電話番号	0439-38-2231					
対応している時間	平日	9:00~18:00				
	土曜	9:00~18:00				
	日曜・祝日	9:00~18:00				
定休日等	なし					
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等						
窓口の名称	サン・ラポール入居者相談室					
電話番号	0120-067-650					
対応している時間	平日	10:00~17:00				
	土曜	休業				
	日曜・祝日	休業				
定休日等	土・日・祝日					
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応						
損害賠償責任保険の加入状況						
なし	あり	(その内容) 有料老人ホーム賠償責任保険				
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること						
なし	あり	(その内容) 総合賠償責任保険加入				
サービスの提供内容に関する特色等						
(その内容) 介護にかかわる職員体制を指定基準以上に配置して、手厚い介護を行っています。						
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等						
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況						
なし	あり	実施した年月日	平成22年3月			
		当該結果の開示状況	なし	あり		
第三者による評価の実施状況						
なし	あり	実施した年月日	平成21年2月24日			
		実施した評価機関の名称	(株)川原経営総合センター			
		当該結果の開示状況	なし	あり		

## 5. 利用料金

年齢により一時金の料金が異なる場合		なし	あり
一時金に関する費用			
① 居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの）		なし	あり
名称：入居一時金			
壹番館の場合		最低の額	最高の額
1 人の入居の場合	1,390 万円	2,760 万円	1,390 万円   92 戸
		最低の額	最高の額
2 人の入居の場合	1,790 万円	3,160 万円	1,790 万円   92 戸
貳番館の場合		最低の額	最高の額
1 人の入居の場合	2,125 万円	4,224 万円	2,125 万円   48 戸
		最低の額	最高の額
2 人の入居の場合	2,737 万円	4,836 万円	2,737 万円   48 戸
一時金の算定根拠			
(その内容) 開発費、土地代又は地代、建築費又は建物の整備費用、又は建物の家賃、大規模修繕を含む修繕費、物価等変動費、借入利息、管理事務費等を基礎として、平均余命に基づく入居者の想定居住期間を設定して、空室率及び近傍同種の住宅家賃等を勘案しつつ、入居者が想定居住期間を超えて居住する期間の居住に係わる費用を、厚労省の標準指導指針に基づき合理的に算定し、加算したもの。			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)	入居一時金の20%		
償却年月数	15年		
解約時返還金の算定方法	$(入居一時金 \times 0.8) \times \{(15年 \times 365日 - 入居日数) \div (15年 \times 365日)\}$		
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容) (社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度に加入しています。 入居者基金制度は、事業者と入居者との契約に基づき、事業者が基金に対し拠出金を支払うことにより、事業主体が万一倒産等のために入居が困難となり入居者全員が退去し、契約解除をした場合に、支払われま す。 ただし、この制度は入居者の当面の生活を保障する制度であり、入居一時金・上乘せ介護金の合計返還金の多少に関わらず、お一人500万円が支払われます。

② 利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料) ・ 無利息の預り金として300万円(税込315万円) ・ 要支援・要介護者の介護サービス提供人員過配置費用です。			
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって			
賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠		なし	あり
名称	上乗せ介護金		
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)	なし		
償却年月数	1,095日+31日		
解約時返還金の算定方法	上乗せ介護金×{1095-(31日を経過した延生活介護日数)}÷1095		
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容) (社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度に加入しています。 入居者基金制度は、事業者と入居者との契約に基づき、事業者が基金に対し拠出金を支払うことにより、事業主体が万一倒産等のために入居が困難となり入居者全員が退去し、契約解除をした場合に、支払われます。 ただし、この制度は入居者の当面の生活を保障する制度であり、入居一時金・上乗せ介護金の合計返還金の多少に関わらず、お一人500万円が支払われます。
③ 利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容、利用料及び算定根拠)			
名称:			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容)

④ その他に要する一時金		なし	あり								
(「あり」の場合、その内容、利用料及び算定根拠)											
名称：											
一時金の償却に関する事項											
償却開始	入居をした月	なし	あり								
	サービス提供を開始した月	なし	あり								
	上記以外	(その内容)									
初期償却率 (%)											
償却年月数											
解約時返還金の算定方法											
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容)								
一時金に対する留意事項等											
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)									
介護保険給付以外のサービスに要する費用											
月額の場合の利用料の額											
管理費	なし	あり	<table border="1"> <tr> <td>壹番館</td> <td>一人入居の場合 59,850～82,950 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二人入居の場合 74,025～97,125 円</td> </tr> <tr> <td>貳番館</td> <td>一人入居の場合 73,500～105,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二人入居の場合 115,500～147,000 円</td> </tr> </table>	壹番館	一人入居の場合 59,850～82,950 円		二人入居の場合 74,025～97,125 円	貳番館	一人入居の場合 73,500～105,000 円		二人入居の場合 115,500～147,000 円
壹番館	一人入居の場合 59,850～82,950 円										
	二人入居の場合 74,025～97,125 円										
貳番館	一人入居の場合 73,500～105,000 円										
	二人入居の場合 115,500～147,000 円										
(「あり」の場合、その用途)											
<ul style="list-style-type: none"> <li>自立者向けのサービスを提供する職員の人件費、日常の健康管理、一時的な介護等のサービスを提供する人件費。行事・イベント費用の一部。建物の設備、自動車等の維持管理費用、事務管理・消耗品の費用、共用部分の水光熱費・諸雑費。</li> </ul>											
食費	なし	あり	53,190円								
(「あり」の場合、その内容)											
<ul style="list-style-type: none"> <li>1日3食で30日提供した場合、53,190円(税込)</li> <li>朝食/483円 昼食/561円 夕食/729円 (税込)</li> <li>喫食数に応じ、月毎に清算します。</li> </ul>											
光熱水費	なし	あり	一般居室内の水光熱費、電話代、テレビ受信料等は別途実費負担								
利用者の個別的な選択による介護サービス利用料											
人員配置が手厚い場合の介護サービス		なし	あり								
(「あり」の場合、その内容及び利用料)											
「あり」の場合の、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠											
		なし	あり								
個別的な選択による介護サービス		なし	あり								
(「あり」の場合、その内容及び利用料)											
介護サービス等一覧表に規定する別途費用が必要なサービスを希望の場合は、職員1名につき30分420円(税込)をいただきます。他に別途実費が必要な場合があります。(サン・ラポール南房総介護サービス等一覧表参照)											
家賃相当額	なし	あり									
その他に必要な月額利用料		なし	あり								
(「あり」の場合、その内容及び利用料)											

その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料			
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
介護保険法令に基づいて介護保険利用の場合、特定施設入居者生活介護の要介護度別に算定し、保険給付金額の1割を負担していただきます。			
(30日分の目安)			
要支援1	6,601 円	要介護3	22,706 円
要支援2	14,654 円	要介護4	24,837 円
要介護1	18,320 円	要介護5	27,030 円
要介護2	20,450 円		

6. 千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合性

千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱に関する手続き			
地元市町村の意見書	平成3年2月13日		
千葉県に対する事前協議終了日	平成3年7月17日		
千葉県知事に対する設置届提出日	(壱番館) 昭和63年10月20日, (弐番館) 平成3年5月1日		
千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合			
適用する設置運営指導指針			
平成20年3月1日施行の設置運営指導指針			
平成18年6月20日施行の設置運営指導指針			
平成18年6月20日施行の設置運営指導指針の特例措置			
平成14年12月2日施行の設置運営指導指針			
平成14年12月2日施行の設置運営指導指針の特例措置			
平成13年3月1日施行の設置運営指導指針			
平成13年3月1日施行の設置運営指導指針施行前の設置施設	○		
設置運営指導指針における適合の可否			
個室の整備	適合	<del>不適合</del>	一部不適合(多床室あり)
廊下幅	適合	不適合	
必要な諸室	適合	不適合	
フロア諸機能	適合	不適合	
スプリンクラー設備	適合	不適合	設置義務なし
その他	適合	不適合	
上記不適合に対する対応について			

添付書類：「介護サービス等一覧表」

様

\_\_\_\_\_

様

\_\_\_\_\_

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_ (印)

以上、重要事項の説明を受けました。

\_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

## サン・ラポール南房総介護サービス等一覧表

- 本表は程度別に提供される介護サービス等の一覧表です。本表は目安であり、実際はそれぞれの入居者の状態に応じて当ホームおよび医師の判断のもとに、入居者の意思を確認したうえで、状況に応じて下記に示したサービスを取捨選択し、可能な限り自立した生活を送っていただけるよう自立支援の理念に基づいてサービス提供をします。
- それぞれの入居者に提供するサービス内容は、入居者の同意のもとに作成される「特定施設サービス計画」（ケア・プラン）により提示します。また、それを変更する場合は、変更内容を入居者に説明し、協議し、同意を得た上で行います。内容は書面にて通知します。（「特定施設入居者生活介護利用契約書」第9条）
- それぞれの入居者の「要介護認定等」の確定や変更が市区町村によりなされた場合、また、ご負担される利用料金や支払方法等が変更された場合などは、書面にて入居者の意思を確認します。

### 1. 介護の程度について（認定区分は一般的な場合の目安です。実際の介護の程度は市区町村の認定審査会が決定します。）

介護の程度	介護保険認定前介護	要支援1 (部分的な自立支援を要する)	要支援2 (軽度の自立支援を要する)	要介護1 (部分的支援を要する)	要介護2 (軽度の介護を要する)	要介護3 (中度の介護を要する)	要介護4 (重度の介護を要する)	要介護5 (最重度の介護を要する)
介護保険制度による標準的な状態	・介護保険の要支援・要介護認定申請をしたが却下された場合、あるいは要支援要介護認定申請前で支援・介護を必要とする。	・身の回りの世話の一部に何らかの介助を必要とする。 ・複雑な動作の一部に何らかの支えを必要とする。 ・介護予防サービスを提供することにより、状態の悪化の防止を見込める人。	・身の回りの世話の一部に何らかの介助を必要とする。 ・複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・介護予防サービスを提供することにより、状態の悪化の防止を見込める人。	・身の回りの世話に何らかの介助を必要とする。 ・複雑な動作、移動の動作等に何らかの支えを必要とすることがある。	・身の回りの世話に何らかの介助を必要とし、複雑な動作、移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ・問題行動や理解の低下がみられることがある。	・身の回りの世話、複雑な動作、排泄が自分一人ではできない。 ・移動の動作が自分一人ではできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	・身の回りの世話、複雑な動作、排泄がほとんどできない。 ・移動の動作が自分一人ではできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	・身の回りの世話、複雑な動作、排泄や食事がほとんどできない。 ・移動の動作が自分一人ではできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる。

### 2. 提供される介護サービス等の内容（認定区分は一般的な場合の目安です。それぞれの入居者の状況に応じて変更される場合があります。）

介護の程度	介護保険認定前介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護を行う場所	自室	自室	自室	自室	自室	自室又は介護居室	自室又は介護居室	自室又は介護居室
サービス区分	上乗せ介護金 の償却で賄われ るサービス	別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 上乗せ介護金 の償却で賄われ るサービス	別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 上乗せ介護金 の償却で賄われ るサービス	別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 上乗せ介護金 の償却で賄われ るサービス	別途費用が必 要なサービス
○ ケアマネジメント ・アセスメント ・ケアプラン作成 ・サービス内容の説明 ・モニタリング		○	○	○	○	○	○	○
○ 巡回 ・ 9:00～17:00 ・ 17:00～9:00	必要に応じ 必要に応じ	1回/日 1回/日	1回/日 1回/日	1回/日 1回/日	3回/日 2回/日	3回/日 4回/日	3回/日 4回/日	4回以上/日 4回以上/日
○ 入浴 ・ 血圧測定 ・ 一般入浴介助 ・ 一般浴見守り ・ 機械浴介助 ・ 入浴声かけ ・ 入浴送迎 ・ 入浴準備 ・ 衣類着脱介助 ・ 湯上りの水分補給 ・ 入浴拒否の場合の説得 ・ 入浴用品購入	左記各項目 中必要な サービス	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	3回/週 ※1:週4回以上 2,000円 ○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ
○ 清拭 ・ 全身・部分清拭 ・ 手浴・足浴 ・ 水分補給	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ	入浴できない 場合に実施 ※3:週4回以上 必要に応じ 必要に応じ



介護の程度	介護保険認定前介護		要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
介護を行う場所	自室		自室		自室		自室		自室		自室又は介護居室		自室又は介護居室		自室又は介護居室	
サービス区分	上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス
○ 視聴覚介護 ・代読 ・代書 ・聞き取り介助 ・眼鏡の調整仲介 ・補聴器の調整仲介	左記各項目 中必要な サービス	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	業者へ支払い 業者へ支払い
○ 緊急時対応 ・緊急コール対応 ・救急車手配 ・救急車付添	○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○	
○ 医療関連 ・医療機関との連携 ・通院介助・付添 ・診療立会い ・治療費支払い代行 ・薬の受取り代行	左記各項目 中必要な サービス	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担	○ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	医療費 自己負担
○ 通院送迎 ・受診予約代行 ・協力病院送迎 ・協力病院通院付添 ・協力病院外送迎 ・協力病院外付添	左記各項目 中必要な サービス	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3	必要に応じ ○ 必要に応じ	※3 ※3
○ 協力病院入院中の対応 ・見舞訪問 ・洗濯物の世話 ・居室清掃管理 ・郵便物等のお届け ・園芸品の管理	左記各項目 中必要な サービス		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ		週2回 週2回 必要に応じ 必要に応じ	
○ 協力病院外入院中の対応 ・見舞訪問・洗濯物管理 ・居室清掃管理 ・郵便物等のお届け ・園芸品の管理	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により	協力病院 と同じ	※3:希望により
○ 退院後の対応 ・介護居室静養 ・居室巡回看護 ・園芸品の管理	左記各項目 中必要な サービス	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円	必要に応じ 必要に応じ	※4:1ヶ月 10,500円
○ 健康管理 ・日常健康相談 ・定期健康診断 ・看護師訪室巡回 ・バイタルチェック ・服薬管理・服薬確認 ・爪切り ・体位交換 ・耳垢除去	左記各項目 中必要な サービス		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ		○ 年2回 必要に応じ 必要に応じ ○ 必要に応じ 必要に応じ	

介護の程度	介護保険認定前介護		要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
介護を行う場所	自室		自室		自室		自室		自室		自室又は介護居室		自室又は介護居室		自室又は介護居室	
サービス区分	上乗せ介護金 の償却で賄わ れるサービス	別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス	介護報酬及び 別途費用が必 要なサービス
○ 機能訓練																
・ 計画書作成	左記各項目		○		○		○		○		○		○		○	
・ 体力測定	中必要な		○		○		○		○		○		○		○	
・ 筋力向上	サービス		○		○		○		○		○		○		○	
・ バランス能力の向上			○		○		○		○		○		○		○	
・ 歩行訓練			○		○		○		○		○		○		○	
・ 関節の拘縮予防			○		○		○		○		○		○		○	
・ 作業訓練			○		○		○		○		○		○		○	
・ 言語訓練			○		○		○		○		○		○		○	
・ ADLの維持改善			○		○		○		○		○		○		○	
・ 体操指導			○		○		○		○		○		○		○	
・ 実施前後の健康チェック			○		○		○		○		○		○		○	
・ 日常生活上の運動に関する相談			○		○		○		○		○		○		○	
・ 補助用具に関する指導・相談			○		○		○		○		○		○		○	
○ 家事援助																
・ 居室整理清掃	左記各項目	※3	月2回		月2回		月2回		月2回		月2回		月2回		月2回	
・ 居室衛生管理	中必要な	※3	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ	
・ 衣類の洗濯	サービス	※3	週3回		週3回		週3回		週3回		週3回		週3回		週3回	
・ シーツ交換洗濯		※3	週1回		週1回		週1回		週1回		週1回		週1回		週1回	
・ 寝具管理		※3	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ	
・ 裁縫・衣類繕い		※3		※3		※3		※3		※3		※3		※3		※3
・ 衣類管理・衣替え		※3	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ	
・ ゴミ廃物処理		※3	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ	
・ 粗大ゴミ処分		※2		※2		※2		※2		※2		※2		※2		※2
○ 生活援助																
・ 郵便物・新聞のお届け	希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		○		○		○	
・ 宅配便の取次ぎ	希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		○		○		○	
・ 買物代行		※3		※3		※3		※3		※3		※3		※3		※3
・ 官公庁手続き代行		※3	希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		○		○		○	
・ 介護用品選定調達	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		○		○		○	
・ 小口現金管理	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		○		○		○	
・ 後見人に関する相談	希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		○		○		○	
・ 財産管理に関する相談	希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		希望に応じ		○		○		○	
○ 福祉用具																
・ ベッド・車椅子等の貸出	左記各項目	※6	○		○		○		○		○		○		○	
・ 福祉用具の選定	中必要な		○		○		○		○		○		○		○	
・ 福祉用具の据付け	サービス		○		○		○		○		○		○		○	
・ アフターケア			○		○		○		○		○		○		○	
・ 福祉用具の使用法の説明			○		○		○		○		○		○		○	
○ 閉じこもり予防																
・ 声かけ	希望に応じ		○		○		○		○		○		○		○	
・ 散歩のお誘い	希望に応じ		○		○		○		○		○		○		○	
・ イベント参加のお誘い	希望に応じ		○		○		○		○		○		○		○	
・ デイ・ルームへのお誘い	希望に応じ		○		○		○		○		○		○		○	
・ 閉じこもりに関する情報提供	希望に応じ		○		○		○		○		○		○		○	

介護の程度	介護保険認定前介護		要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
介護を行う場所	自室		自室		自室		自室		自室		自室又は介護居室		自室又は介護居室		自室又は介護居室	
サービス区分	上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス	介護報酬及び上乗せ介護金の償却で賄われるサービス	別途費用が必要なサービス
○ アクティビティ ・館内イベント ・ダイルム ・バスハイキング ・館内サークル ・外気浴・付添 ・散歩介助・付添 ・個別外出介助付添		参加費 参加費 参加費 材料費実費 ※3 ※3 ※3		参加費 希望に応じ 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3		参加費 希望に応じ 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3		参加費 希望に応じ 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3		希望に応じ ○ ○ ※3		参加費 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3		参加費 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3		参加費 参加費 材料費実費 ○ ○ ※3
○ 心のケア ・カウンセリング ・傾聴 ・相談 ・話し相手	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
○ 身元引受人対応 ・定期連絡及び特変連絡 ・介護サマリーの送付 ・身元引受人懇談会開催	左記各項目 中必要な サービス		必要に応じ 必要に応じ ○		必要に応じ 必要に応じ ○		必要に応じ 必要に応じ ○		必要に応じ 必要に応じ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○	

※1については、週4回目以降の入浴をする場合、1回の入浴につき、2,000円（税込）が必要です。

※2については、行政への処分実費及び役務につく職員30分につき420円（税込）です。

※3については、役務につく職員1名30分につき420円（税込）、交通費は別途負担です。

※4については、介護居室を利用する場合、水光熱費として1ヶ月10,500円（税込）が必要です。日割り計算とします。

※5については、月1回30分以内の「家事援助サービス」を管理費の中から提供しています。

※6については、ベッドや車椅子など介護用品等の一ヶ月以内の貸出は無料ですが、一ヶ月を超える場合は自己負担により購入していただきます。尚、貸出回数には制限があります。

サン・ラポール南房総：千葉県設置運営指導指針の類型及び表示事項

●類型／介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護） ●住居の権利形態／利用権方式 ●利用料の支払い方式／一時金方式 ●入居時の要件／入居時自立 ●介護保険／千葉県指定特定施設（一般型特定施設）・千葉県指定介護保険介護予防特定施設 ●介護居室／相部屋あり（1人～2人）  
●一般型特定施設である有料老人ホームの介護に関わる職員体制／2：1